

●動物が感染症の発生源に

新型コロナウイルスの発生源は、中国武漢市の海鮮市場で売られていた生きた動物とみられています。市場ではいろいろな生きた動物が入れられた檻が密集し、動物たちはストレスで免疫力が弱まって、ウイルスに人間に感染するような変異が起りやすい状況にあったと報道されています[1]。2020年2月、中国政府は緊急に食用の野生動物の取引と消費を禁止しました。ただし漢方薬など医療用の野生動物の飼育や売買は対象外です。

生きた動物の市場は中国以外にもあります。タイのウィークエンドマーケット、インドネシアのバードマーケットなどは観光客に人気のスポットです。日本でも生きた野生動物はエキゾチックペットとして取引されています。

●爬虫類は動物検疫対象外

海外から生きた動物を持ち込む場合、感染症の危険性に応じて次の3段階の制度があります。①輸入禁止(イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ、サル、コウモリ、ヤワゲネズミ)、②輸入検疫(犬猫、アライグマ、キツネ、スカンク、特定地域のサル(試験研究展示用に限る)、家畜、家禽)、③輸入届出書(すべての陸生哺乳類、鳥類)[2]。爬虫類は動物検疫の対象外ですが、腸管系の疾患を伝播する恐れがあります[3]。

貿易統計では輸入された生きた動物を飼育個体か野生由来かを分けていませんが、ワシントン条約の対象となっている動物では記録されます。その記録によると2018年の1年間で野生由来の生きた動物の日本への輸入は、爬虫類14,263個体、両生類1,140個体でした。数が多いのはウズベキスタンのヨツユビリクガメで1,900個体、米国のニセチズガメが1,300個体、他にはマダガスカルのカメレオン類、インドネシアのマレーハコガメなどのカメ、マダガスカルのカエルなどでした。野生由来の商業目的の鳥類の輸入はゼロ、哺乳類はミナミアメリカオットセイ2頭だけでした[4]。

●密輸個体から広がる恐れ

一方、密輸個体は動物検疫を逃れて輸入されます。2012年にはマカオから台湾に密輸され、空港で摘発された愛玩鳥から高病原性鳥インフルエンザが検出される事件がありました。日本の税関で差し止められた生きた動物を見ると、感染症の危険性が高いサル・コウモリやフクロウなどの猛禽類がタイからの航空便の手荷物として持ち込まれています[5]。また日本の空港では野生動物の密輸の取り締まりが不十分という調査報告もあります[6]。そのため密輸された個体が販売の過程で飼育繁殖した個体に病原体を移す可能性もあり、飼育繁殖した個体であっても危険性があります。

このような病原体を持った動物が、人の多く集まる動物カフェやエキゾチックペットの展示即売会にいたしたら、武漢市の海鮮市場のような状況になる恐れがあります。そもそも野生動物は人間社会から自立・自律した存在です。「ベタ慣れ」を求める野生動物との付き合い方から考え直すべきではないでしょうか。



エキゾチックペットの展示即売会(2016)

[1] The Star, 2020.1.23 Wuhan virus outbreak exposes perils of exotic wildlife trade

[2] 厚生労働省ウェブサイト 動物由来感染症  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index.html)

[3] 東京都獣医師会ウェブサイト 人と動物の共通感染症ガイド  
<https://www.tvma.or.jp/activities/guidance/>

[4] CITES Trade Database 2020.2.24確認 2018年日本への輸入数/生体/商業目的/野生由来

[5] 財務省 ワシントン条約該当物品輸入差止等実績 平成27~30年

[6] Mary Utermohlen & Patrick Baine (2017) Flying Under the Radar Wildlife Trafficking in the Air Transport Sector P89 Figure 43. Country Enforcement Index for countries with five or more trafficking instances 国別執行指数=押収の回数÷密輸の成功件数。

JWCS 認定特定非営利活動法人 野生動物保全論研究会

設立: 1990年 NPO法人格取得: 2001年 認定取得: 2014年

名誉会長: 小原秀雄(女子栄養大学名誉教授) 会長: 安藤元一(ヤマザキ学園大学名誉教授) 副会長: 小川潔(東京学芸大学名誉教授) 森川純(酪農学園大学名誉教授) 事務局長: 鈴木希理恵 理事: 小林邦彦(総合地球環境学研究所研究員) 永石文明(㈱エコロジーパス) 並木美砂子(帝京科学大学教授) 古沢広祐(国学院大学教授) 監事: 高橋智史(フォトジャーナリスト) 顧問: 岩田好宏(元・中学高校教諭) 山極壽一(京都大学総長)

〒180-0022  
東京都武蔵野市境1-11-19 モウト APT102  
Tel&Fax: 0422-54-4885  
E-mail: info@jwcs.org <http://www.jwcs.org>

[会費・寄付のご送金先]  
郵便振替 00160-9-715145  
加入者名 野生動物保全論研究会  
正会員年間 5000円

表紙: インドオオコノハズク

JWCS通信 2019年度通巻89号

2020年3月発行  
発行人 = 安藤元一  
編集 = 鈴木希理恵  
デザイン: 土肥優子

